

基徴発第0331003号

平成20年3月31日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）長 殿

労働基準局労働保険徴収課長

（ 公 印 省 略 ）

平成20年度における労働保険適用徴収業務の
運営に当たっての留意事項等について

平成20年度における労働保険適用徴収業務の運営については、平成20年3月31日付け地発第0331001号、基発第0331002号、職発第0331020号、能発第0331003号、雇児発第0331003号、政発第0331001号「平成20年度地方労働行政運営方針について」により通達されたところであるが、その運営に当たっては下記に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

第1 労働保険適用徴収業務の重点対策に係る留意事項

1 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

労働保険の未手続事業の適用促進については、平成17年3月31日付け基発第0331004号「労働保険の未手続事業一掃対策における取組について」、平成17年3月31日付け基徴発第0331001号「労働保険の未手続事業一掃対策における取組に係る留意事項について」及び平成17年3月31日付け地発第0331008号他「労働保険の未手続事業一掃対策における取組の連携の手法について」に留意の上、適正かつ円滑に実施すること。

また、平成20年度においては、平成20年3月11日付け基発第0311001号「業務の効果的・効率的な推進について」により、未手続事業一掃対策における取組にPDCAサイクル手法を導入することとし、各都道府県労働局（以下「局」という。）ごとに目標や実績状況を適切に管理しながら、次年度以降の実施方針に反映させていくこととした。本実施のもとに、各局においては局内の体制等を考慮し、計画的・効率的な業務運営に努めるとともに、平成19年度に実施した本取組状況を踏まえた上で、適用促進計画の策定、局内各部課室・労働基準監督署（以下「署」という。）・公共職業安定所（以下「所」という。）、労働保険加入促進業務の受諾団体及び地方運輸局等との緊密な連携の下での未手続事業の把握及び計画的な手続指導等の更なる実施に努めること。

2 労働保険の保険料等の適正徴収

(1) 年度更新の的確かつ円滑な実施

ア 年度更新の実施に当たっては、平成20年1月28日付け基発第0128001号「平成20年度の年度更新等業務について」に留意の上、適正かつ円滑に実施すること。

また、労働保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）の徴収過不足の発生を未然に防止するため、事業主又は労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）に対して、労働者、役員の範囲や賃金の取扱いなど基本的事項について一層の周知に努めるとともに、事業主の申告を適切かつ効果的に確認することにより、申告・納付が適正に行われるよう努めること。

イ 年度更新に係る労働保険適用徴収システム（以下「適用徴収システム」という。）処理業務については、平成20年3月31日付け基業発第0331001号「平成20年度労働保険適用徴収システム処理業務について」の「3 年度更新に係るシステム処理」に留意の上、迅速かつ的確に行うこと。

ウ 二元適用事業に係る労働保険料等申告書の窓口業務において、労災保険料等に係る申告書と雇用保険料に係る申告書が同時期に提出された場合は、事業主の利便性を図る観点から提出された署又は所において一括して受け取り、局に回送するなど行政サービスを行うということを念頭に置いた上での柔軟な取扱いに努めること。

(2) 効率的な算定基礎調査の実施

労働保険料算定基礎調査（以下「算調」という。）については、労働保険料等の徴収業務における重要な業務として従来から取り組んできているが、毎年、労働保険料等の徴収過不足を来している事業場が相当みられ、会計検査院からその徴収過不足について厳しい指摘を受けているところである。

算調の目的は、労働保険料等の適正徴収を確保し、費用負担の公平を期することであることから、局においては、必要な業務量を確保し、算調実施要領に基づき適正な実施計画を策定すること。

また、次の点に留意し、効果的、効率的に実施すること。

ア

イ

ウ

エ

オ 平成19年10月5日基徴発第1005001号「労働保険料の適正徴収等に係る都道府県労働局内の連携強化」に基づき、各局徴収部署は、局労働基準部監督部門から提供される賃金不払に係る是正情報を活用して、必要に応じて納付指導、算調を実施すること。

(3) 実効ある滞納整理の実施

ア

イ 納入督促は、単に文書又は電話にとどまらず、訪問等を積極的に行うとともに、事業の経営状態を把握した上で「納入計画書」、「債務承認書」等を徴することにより債権の時効中断の措置を適切に講じ、適切な債権管理に努めること。

なお、この場合においては、実施した措置の内容等については滞納処分事蹟票等によりその事蹟を残し、事後処理の適正化を図ること。

ウ

エ 滞納者の財産調査等は、財産の差押え等の強制処分の執行、執行停止及び不納欠損処理を行うために不可欠であるので、適正に実施すること。

オ

(4) 収納事務に関する不正防止対策

収納事務に関しては、徴収関係事務取扱手引Ⅰ（徴収・収納）及び平成15年8月28日付け基徴発第0828001号「収納事務等に関する牽制体制について」により指示しているところであるが、各級管理者においては細心の注意を払い、適正な事務処理の徹底及び牽制体制の確立に万全を期すこと。

なお、不正防止の観点から、現金領収証書等の管理及びスタンプ領収の運用については特に厳格に行い、滞納整理を行うときは職員の安全面の観点からも、管理者に対する交通手段及び訪問先の事前報告並びに帰庁後の報告を徹底させること。

また、局が実施している各級管理者向けの研修（新任労働基準監督署長・次長研修等）に収納事務に関する講義を盛り込み研修を充実させること。

(5) 社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化への適切な取組

社会保険・労働保険徴収事務センターとして実施する年度更新申告書等の受付、事業所説明会、事業所調査及び滞納整理については、平成15年7月22日付け基徴発第0722002号・庁保険発第0722001号「社会保険・労働保険徴収事務センター事務取扱要領」に留意の上、社会保険事務局と十分な連携を図りつつ、適正かつ円滑に実施すること。

また、平成18年9月15日に総務省より「厚生年金保険に関する行政評価・監視に基づく勧告」がなされ、その中で社会保険・労働保険徴収事務センターにおい

て実施している事業所調査、滞納整理等についての課題及びその積極的な推進が指摘されたところであり、今後も、平成19年2月23日付け基徴発第0223001号、庁保険発第0223001号「厚生年金保険に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」について（社会保険と労働保険の徴収事務の一元化の推進部分）」に基づき、引き続き勧告の趣旨を踏まえた取組を行うよう留意すること。

さらに、昨年6月30日、徴収事務一元化に関する法律改正事項を盛り込んだ「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、平成21年度より、労働保険の年度更新の期間が6月1日から40日以内に変更されることとなった。本改正に関し、本省においては平成20年度の申告書記載要領及び年度更新用ポスターへの記載や、同年の年度末期に全事業主に対し、ハガキまたは文書による周知を図ることとしており、各局においても実情に応じた事業主等への周知広報に努めること。

3 事務組合の活用、育成・指導等

(1) 事務組合の一層の活用

事務組合が労働保険の適用促進及び労働保険料等の適正徴収において果たしている役割は極めて大きく、特に、中小零細事業の労働保険事務の円滑かつ適正な処理とともに、行政事務の簡素効率化にも資することから、事務組合の一層の活用を図る必要があること。

(2) 事務組合の育成・指導

ア 事務組合に対しては、その母体団体の種類、事務処理能力の実情等を考慮しつつ、できる限り委託事業数の増大が図られるようその育成に努めること。また、委託事業主との委託契約を安易に解除することなく、委託契約を継続するよう指導すること。

イ 母体団体としての基盤が脆弱である等の事情により労働保険事務の円滑な実施が困難と認められるものについては、当該事務組合及び委託事業主の理解と協力を得て、委託替えの促進等を図り、当該事務組合及び委託事業主に係る労働保険事務が円滑に実施されるよう努めること。

ウ 労働保険加入促進業務において行われる研修活動等の事務組合の育成事業に協力するとともに、事務組合に対しこれらに積極的に参加するよう指導すること等

ウ

エ 以上の監督・指導を行うに当たっては、局内各部署の関係者及び必要に応じた署・所間の連携が極めて重要である点に、特に留意すること。

オ 事務組合の不正の未然防止を図るため、支部との連携を密にすること。

第2 業務運営に当たっての配慮事項

1 徴収主務課室における円滑な業務運営を行うための体制の確立

局総務部の総務課、労働基準部の労災補償課及び職業安定部の職業安定課（又は雇用保険課）並びに署及び所と十分連携し、労働保険適用徴収業務が有機的かつ円滑に運営されるよう努めること。特に年度更新においては、短期間に大量の業務を処理することとなることから、地域の実情に応じて、関係部局が一体となって実施できるよう協力体制を確立すること。

また、平成20年度においても、未手続事業一掃対策推進のため、局が一体となって取り組むことができるよう引き続き協力体制を確立すること。

2 適用徴収システムの運用について

(1) 適用徴収システムの円滑な運用

ア 適用徴収システム処理業務並びに端末装置の運用管理については、平成12年3月23日付け労徴発第22号「労働保険適用徴収システム処理手引」の改定について等により示しているところであるので、同通達等に基づき、担当者等に対する適用徴収システム処理業務の習熟を図るとともに端末装置の適正な運用管理に努めること。

イ 入力帳票等の審査・入力、他のシステムとの間での端末装置使用に係る調整等について、局の実情に応じたシステム業務処理体制の確立を図ること。

ウ 平成15年度より電子申請及び電子納付が開始されているところであるが、事業主・事務組合に対する電子申請及び電子納付の利用勧奨に努めるとともに、電子申請機能の適正運用及び迅速な業務処理を行うこと。

エ 適用徴収システムをめぐる職場環境の整備に努めることとし、職員の作業管理及び健康管理を的確に行うこと。

(2) 適用徴収システムの積極的な活用

ア 局に設置されている徴収業務サーバ（CS）で管理されている各種情報については、徴収検索処理端末装置（ST）の各種機能を用いてその活用を図ることにより、適用徴収業務のより効果的な支援が期待されることから、局の業務の実情等に応じ積極的な活用を図ること。

また、特定の署に設置されている徴収検索処理端末装置（K-ST）及び徴収業務プリンタ（K-SP）についても署から徴収業務サーバ（CS）の検索・印書が可能となっているため、署の業務の実情等に応じた機能の積極的な活用を図ること。

イ 市町村合併に伴う所在地の変更処理については、平成17年7月14日付け基業発第0714001号「市町村合併による所在地変更に係る本省一括処理について」に基づき、今年度においても適正に対処すること。

また、市町村合併に関連し、事務組合合併処理については、平成16年1月23日付け基業発0123002号「労働保険事務組合の合併による事務組合整理番号統合等の本省一括処理について」に基づき、今年度においても適正に対処すること。

なお、引き続き市町村合併等に関する情報の収集を行い、その情報を把握した場合には、速やかに労働保険徴収業務室に提供するとともに、適用徴収システムの処理に関する協議を行うこと。

ウ 署所の再編若しくは管轄区域の変更が予定されている局においては、平成17年7月22日付け労働保険徴収業務室長補佐名事務連絡「労働基準監督署・公共職業安定所の再編及び管轄区域変更に伴う労働保険番号等の本省一括変更処理について」に基づき、今年度においても適正に対処すること。

また、本省との連絡を密にし、労働保険徴収業務室との適用徴収システムの処理に関する協議を行うこと。

3 広報活動の実施

(1) 労働保険適用促進月間における広報

労働保険の適用促進を図るため、毎年10月を「労働保険適用促進月間」として定め、集中的に労働保険制度に係る周知広報活動を行っているところであるが、平成20年度の本月間は、引き続き「未手続事業一掃対策」の一環と位置付けて、全

国的に広報活動を展開する予定である。

なお、平成20年度からは適用促進月間に係る広報契約を本省が一元的に行うこととなったが、局においても、別途指示する「労働保険適用促進月間の実施について」に留意の上、一層の効果的实施に努めること。

- (2) 電子申請や電子納付については、平成18年1月19日に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）で決定された「IT新改革戦略」において「国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上にする」ことが決定されている。

労働保険適用徴収関係の手続についても、その目標到達に向けて、年度更新申告書へのアクセスコードの付与、適用徴収システムにおいて利用可能な電子証明書の種類の拡大等の措置により、申請者への利便性・利用率の向上を図っているところである。また、平成20年2月1日付け基徴発第0201001号「労働保険適用徴収システム電子申請機能における様式・添付書類枚数増加対応について」にて示したとおり、平成20年度から電子申請において送信可能な様式・添付書類の枚数の上限を1手続当たり最大101枚とし、申請者の更なる利便性向上のための措置を施したところである。

局においては、これらの特長を踏まえ、引き続き窓口での周知を積極的に行うほか、関係団体への電子申請の利用促進に係る協力要請を行うことに加え、平成20年2月1日付け基業発第0201001号「年度更新における電子申請の利用促進のための事業主等への周知について」により示した周知文を、年度更新説明会場や局署所において配布するなどにより、事業主等に対する電子申請への理解を深め、オンライン利用率が向上するよう周知広報の強化に努めること。

4 職員研修の実施

職員研修については、本省において、平成19年度に引き続き労働保険適用徴収専門研修を実施する予定であり、また、不正防止の観点から、引き続き新任労働基準監督署長研修に収納事務に関する講義を盛り込む予定であること。

また、局においても、主任収入官吏における事務処理等を含む管理者研修の充実を図るとともに、平成20年度に新たに徴収主務課室に配属された職員及び署職員等に対して地域の実情に即したきめ細やかな研修を実施することにより職員の業務執行能

力の向上に努めること。

5 社会保険労務士の活用等

- (1) 社会保険労務士制度は、労働保険の適用徴収業務の推進を図る上で、重要な役割を担っているところであり、年度更新時における臨時相談員又は指導員への委嘱等その積極的な活用に努めること。
- (2) 近年、社会保険労務士が関与する不正事案の報告が増加していることから、労働保険の適用徴収に関連して、社会保険労務士制度の健全な発展及び労働保険制度の適正な運営に資するため、社会保険労務士が行う労働保険に係る申請書等の作成、提出代行、事務代理の適正化とその事務の指導に留意するとともに、社会保険労務士及び社会保険労務士法人が関与する不正事案が発生した場合には、速やかに社会保険労務士の懲戒処分を担当する局労働基準部監督課に連絡するとともに対応について協議し、適切かつ迅速な事実確認、証拠書類の収集に協力すること。

6 網紀の保持

網紀の保持は労働保険適用徴収業務のみならず労働行政の要諦であり、一件の不祥事であっても労働保険適用徴収業務全体あるいは労働行政全体に対する信頼を損なうことを十分自覚すること。

とりわけ労働保険適用徴収業務は金銭を直接取り扱う業務であること等を十分踏まえ、今後も細心の注意を払い、網紀の保持に万全を期すとともに、国家公務員倫理法による国家公務員としてのモラルの保持に努めるとともに、労働保険適用徴収システムにおけるデータについても、各事業主のプライバシーに関する情報を保持していることを自覚し、情報管理に万全を期すること。

また、労働保険が、労災保険給付や失業等給付等を通じた労働者の福祉の増進に寄与する制度としての的確な役割を果たしていくため、これまで以上に、適用徴収業務の適正な推進により、制度の信頼性、費用負担の公平性等を確保する必要があることから、労働保険徴収業務に従事する職員が誇りをもって業務に取り組むことができるよう、あらゆる機会を通じて士気の高揚に努めるとともに、処理困難な業務が特定の職員に任せ切りとなることのないよう常に組織的な業務の推進に努め、職員管理の適正を期すこと。